

環境情報

回 覧

令和3年12月

江南市役所 環境課

TEL 54-1111 (内線 407)

「剪定枝・草」の出し方について

「剪定枝・草」は、資源ごみとして回収しています。

資源ごみとして出された「剪定枝・草」については、民間の処理施設で破碎し、堆肥の原料となるチップに生まれ変わります。出来上がったチップは、堆肥の再生処理業者に売却しています。

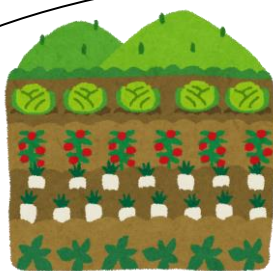


分別回収した剪定枝・草は、一定期間山積みにして保管します。



剪定枝と草を混ぜ合わせた状態で、粉碎機に投入します。

粉碎され、細くなった状態のチップを堆肥の原料として再生処理業者に売却します。



再生処理業者で、堆肥になった後、畑などで活用されています。



剪定枝・草が可燃ごみとして出されると、大口町にある環境美化センター（江南丹羽環境管理組合）で焼却され、その分二酸化炭素の排出が増え、地球温暖化などの環境問題への影響も大きくなります。

しかしながら、剪定枝・草が資源ごみとして排出され、堆肥として再生利用されれば二酸化炭素排出量や焼却費用の削減にもつながります。

このようなことから、剪定枝・草は資源ごみとして排出していただくよう、ご協力をお願いします。

裏面に、剪定枝・草の出し方についてご案内しています。

裏面に続く

剪定枝・草は、月2回程度ある各地区の分別ごみ収集日に出すことができます。専用の回収容器に入れてください。お住まいの地区の分別ごみ収集日は、ごみカレンダーで確認してください。



※剪定枝は葉のついているような先端部分を指します。



土曜日のみ(年末年始、祝日を除く)、リサイクルステーション(和田町旭 181)でも受け入れていきます。

※毎週土曜日 10時～16時(祝日を除く)

剪定枝・草の出し方

- ① 持ち運びに使用したポリ袋等はいれなくて、中身だけ入れてください。
- ② 落葉、花、植物の茎やつるなども出すことができます。
- ③ ナスやトマトなどの作物は可燃ごみに出してください。
- ④ 剪定枝は長さ 60 cm 未満にした上で出してください。
- ⑤ 枯葉、草等は埋めるなどして、できるだけ減量にご協力ください。

剪定枝・草は焼却場(環境美化センター、大口町)に直接搬入することもできます。(焼却されず、堆肥等にリサイクルされます。)

搬入時間: 月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで(年末年始を除く)
(正午～午後 1 時までは搬入不可)

土曜日 午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分まで(年末年始を除く)

※環境美化センターに直接搬入する場合は、10 kg あたり 200 円の処理手数料が必要です。

また、搬入前に、江南市環境事業センター(和田町旭 181)へお越しいただき、搬入物を職員が確認後、申請書に記入していただく必要があるため時間に余裕をもってお越しください。

詳しくは、江南市環境事業センター(TEL54-1111内線407)へお問い合わせください。

皆様のご協力をお願いします!